

障がい者グループホームについて

【障がい者グループホームについて】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）に位置付けられた、福祉サービス（共同生活援助）の一つ。

※サービス概要

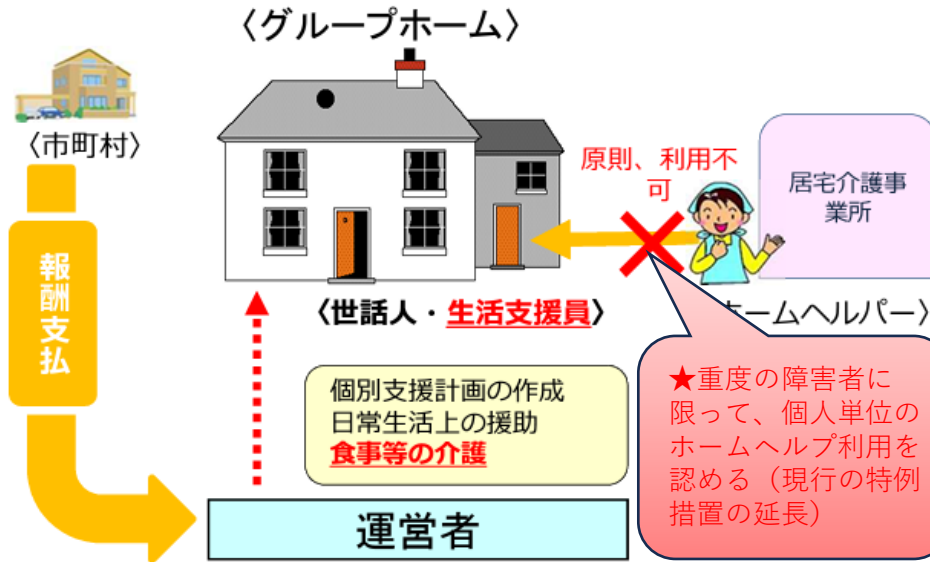
共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助

障害のある方が、地域で普通の暮らしをする「お家」です。

○サービスの仕組み

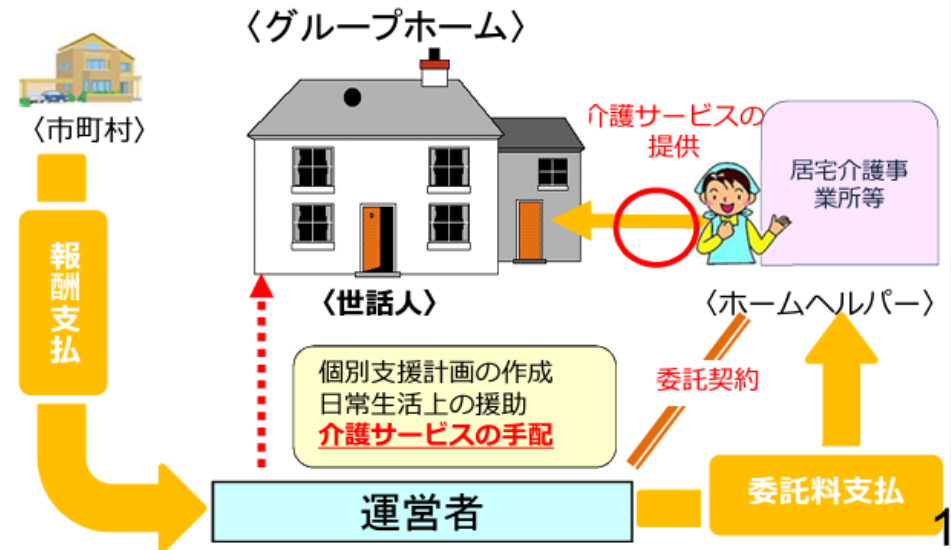
介護サービス包括型のイメージ

- ★介護サービスについては、現行のケアホームと同様に**当該事業所の従業員が提供。**
- ★利用者の状態に応じて、**介護スタッフ（生活支援員）を配置。**



外部サービス利用型のイメージ

- ★介護サービスについて、事業所は**アレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託。**
- ★介護スタッフ（生活支援員）については**配置不要。**



※ケアホームとグループホームの一元化について（参考資料）【全体版】. 厚生労働省, 2013-09. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000022991.pdf>. (2024-01-22)

○入居者について①（概要）

・対象

①知的障害者

②精神障害者

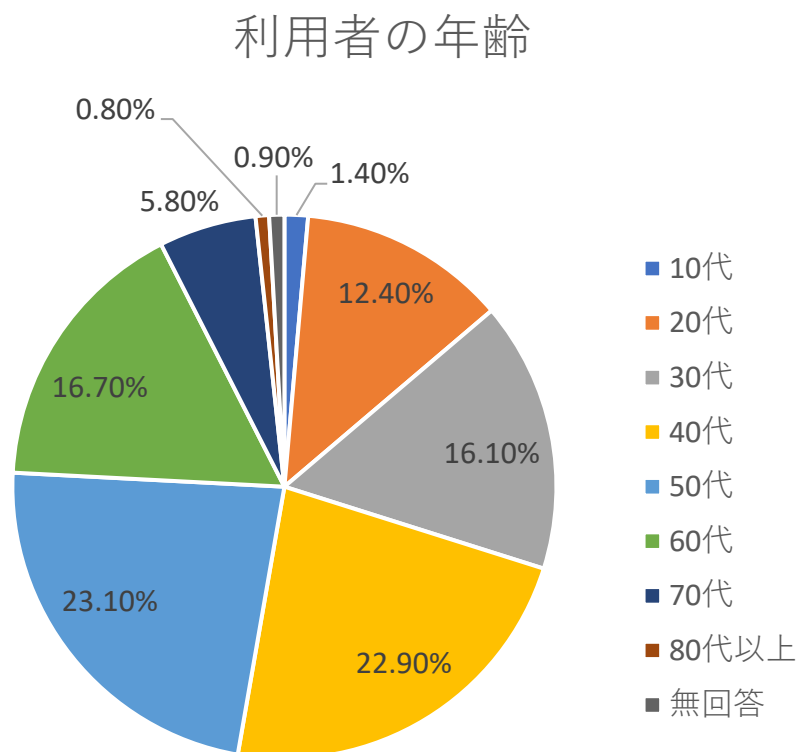
③身体障害者

④難病者

障害支援区分の基準は無いため、1～6まで幅広い方々が利用しています。
自閉症や高次脳機能障害、重度の身体障害者なども利用しています。

※今回の施設は区分1～4の軽中度の方を対象としています。

○入居者について②（年齢）



- **18歳以上65歳未満の方が入居対象となります。但し、17歳以下でも児童相談所が利用を認めている場合や65歳までに障害福祉サービスを利用していた方は、65歳を過ぎても利用している場合もあります。**
- **実態として、50代（23.1%）が最も多く、次いで40代（22.9%）、60代（16.7%）が多かった。**

○どんな家に住んでいるのか

- 家は、戸建・アパート・マンション等、色々あります。

※消防法の基準により、それぞれに自動火災報知機やスプリンクラーの設備が付いています。

- 1人1人にお部屋があり、トイレ・キッチン・お風呂等は共同で使います。
- 入居者同士が交流を図れるスペース（リビング・食堂）が設けられています。

GHの外観（参考写真）



マンションタイプ



戸建てタイプ

GHの内観（リビング・共有スペース、キッチン）



GHの内観（お風呂、洗面所）



足腰や体の不自由な方でも入浴できる様に、手すりや背もたれのある椅子を用意している場合があります。



洗濯機・乾燥機は、順番に使用しています。洗剤・柔軟剤は、自分の好みのものを使っています。

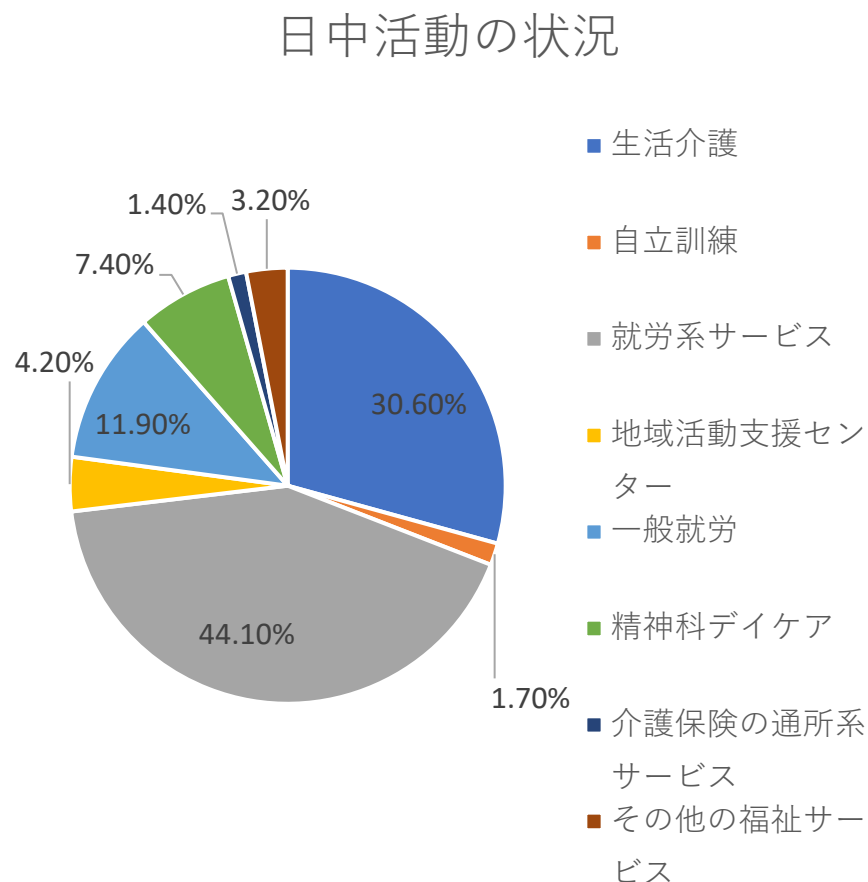
GHの内観（トイレ、居室）



車椅子でそのまま入れる広さ、手すりを使って立ち上がりができる様にしている場合もあります。

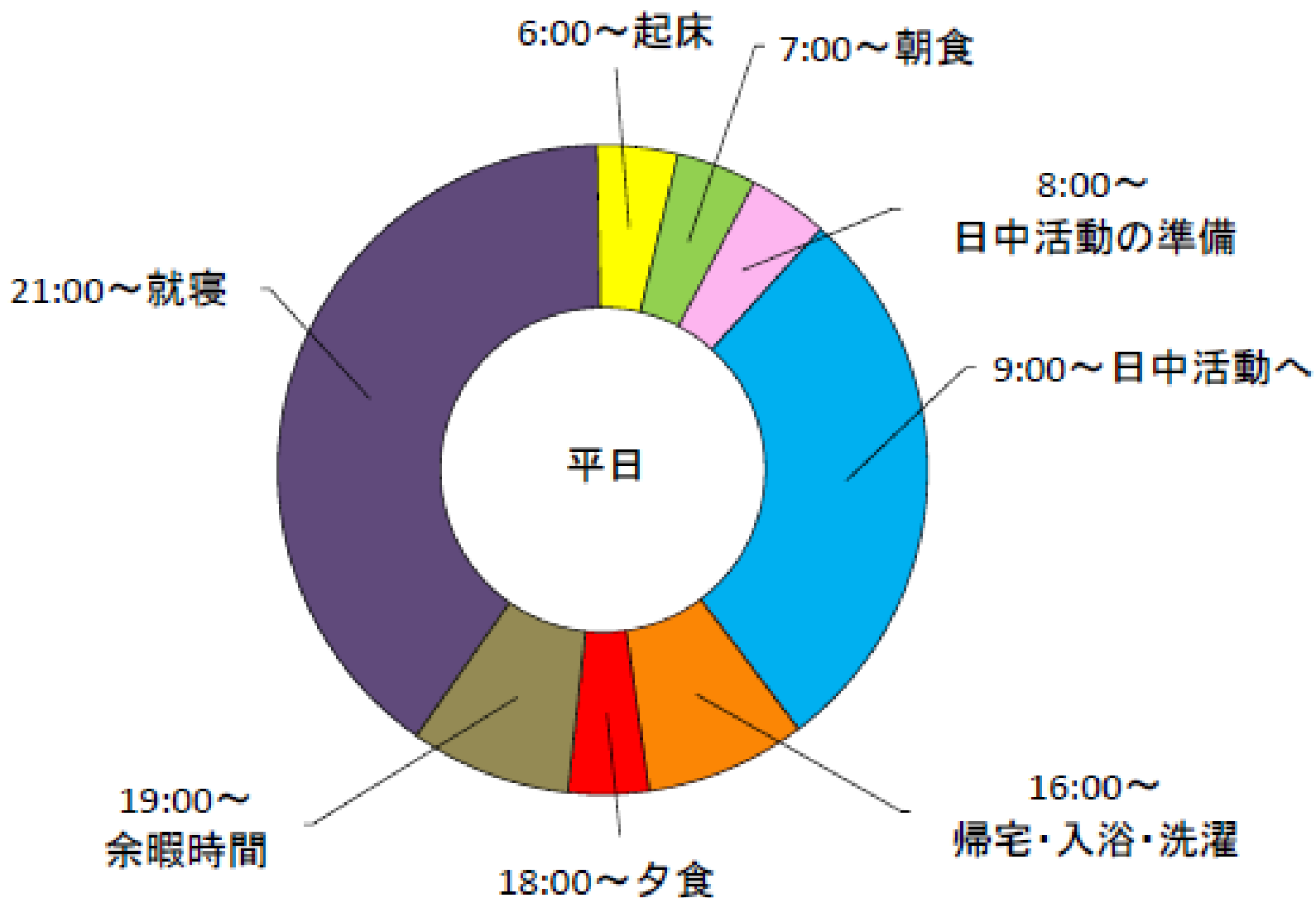


○日中の活動先について

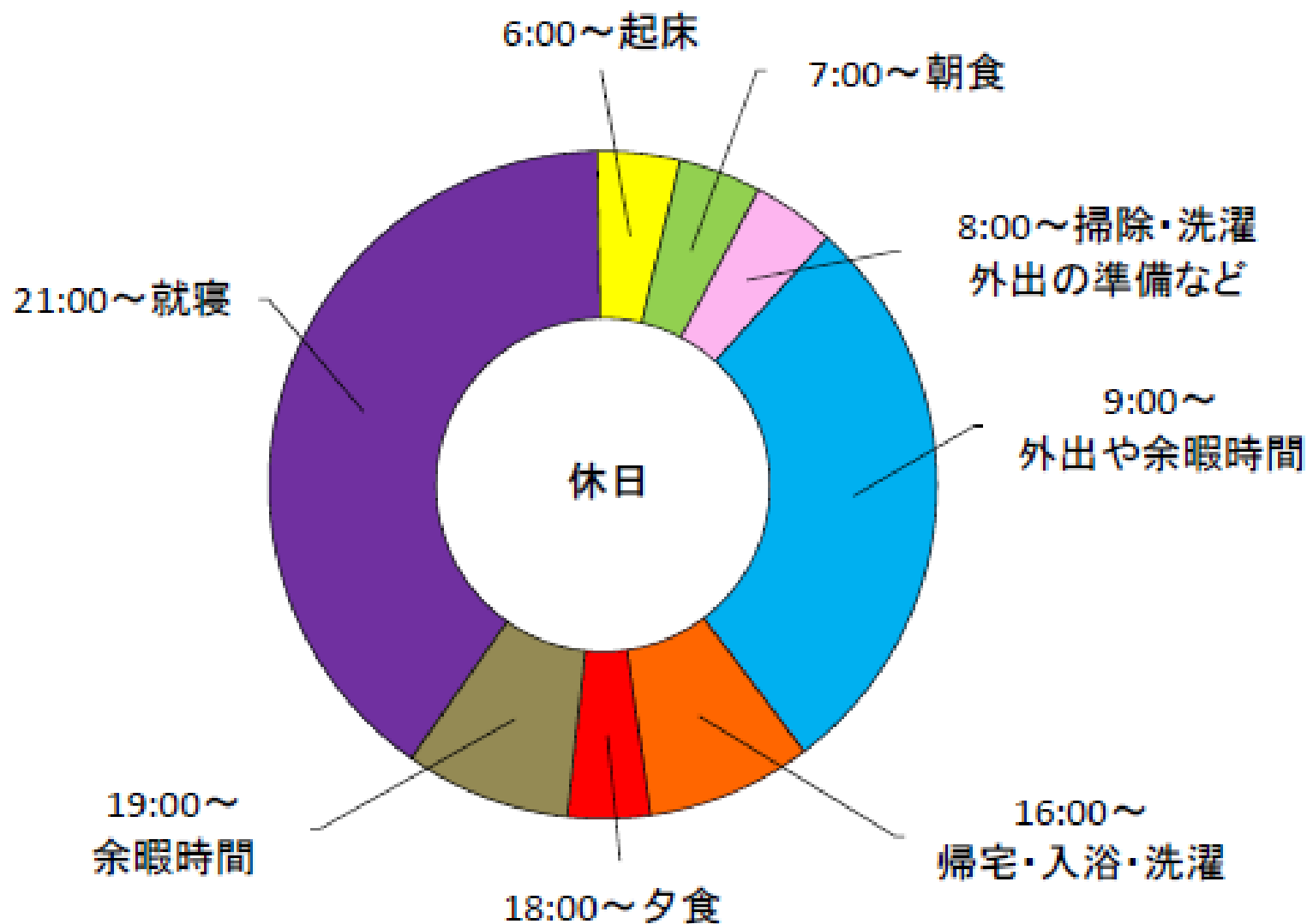


- 日中活動の状況については、「就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A・B型）」（44.1%）が最も多く、次いで「生活介護」（30.6%）、「一般就労」（11.9%）が多かった。
- 入居者のほとんどが日中はいずれかへ外出することになります。

○ホームでの一日の流れ（例）



○ホームでの一日の流れ（例）



○グループホームで働く人について

職名	役割
管理者	事業所の従業者及び業務管理、その他の管理を一元的に行います。
サービス管理責任者	個別支援計画の作成、日中支援活動場所や関係機関との連絡や調整などを行い、入居者の支援方法を考えます。
世話人	食事作りや生活上の相談、健康管理など日常生活の援助を行います。
生活支援員	食事や入浴、排せつなどの直接的な介護を行います。
夜間支援員	排せつなどの直接的な介護、定期的な巡回や緊急時の対応を行います。

※今回の施設では、夜勤スタッフが終夜グループホームに常駐し、万一の不足の事態にも対応できる体制を取ります。夜間支援員が365日いるのでご安心ください。日中も、入居者が全員不在となる日を除き、原則としてスタッフが常駐予定です。

○支援内容について

項目	支援内容
食事	朝食と夕食は、世話人が作るホームが多いです。昼食は、それぞれの日中活動場所で食べたり、自分で用意（お弁当を買ったり、作ったものを持って行ったりなど）したりします。
掃除・洗濯	部屋の掃除は、自分で行います。また、洋服も自分で洗濯、干す、畳みます。自分で行うことが難しい場合は、世話人が手伝います。
夜間	世話人が止まっているホームもあれば、見回り・電話対応のホームもあります。
その他	お小遣い管理や通院同行等の様々な支援が受けられる場合があります。

○よくある質問①

Q：どのような障害を持った方が入居されるのか

A：知的障害・精神障害をお持ちの方で、主治医や通所先の責任者、市から委託を受けて個々の障害者の支援をコーディネートする相談員から「入院や施設の中での生活ではなく、地域社会の中で一般人として必要な支援を受けながら社会と関わりを持ってできる範囲での自立的生活を送るのにふさわしい」と判断された方がグループホームの入居対象者となります。

○よくある質問②

Q：大声や奇声を発したり、勝手に外に出てしまったり、他の家の敷地内に入ったりと、近隣トラブルが発生するのではないか。

A：グループホームに入居される対象となる方々は、主治医はじめ相談員（介護でいえばケアマネ）、就労先、ご家族なども含めて「入院や施設の中での生活ではなく、地域社会の中で一般人として必要な支援を受けながら社会と関わりを持ってできる範囲での自立的生活を送るのにふさわしい」と総意をもって判断した方に限られます。他害傾向のある障がい者の方々は、いうまでもなく地域社会において一般人として平穩に暮らすのには不向きと関係者も判断しますし、もしも入居の打診があったとしても当事業所ではお断りします。ただ、一般の方においても、例えば泥酔してしまったとか、何か大きく心に衝撃を受けるような（一生のうちに何回かはそんなことがどなたにもあろうかと思えます）ことがあった時に、つい大声を出してしまったり取り乱してしまったりするのと同じ程度には、リスクはあろうかと思えます。入居者様によっては、徘徊、戸外での奇声（棟内であっても隣家への騒音）などが完全にゼロとまでは言い切れないのは事実です。（当方の既設事業所においてはゼロです）基本的にスタッフは夜間も含めて常駐しておりますので、そういった出来事があればパニックの収束や捜索は事業所の責任において必ず行います。

○よくある質問③

Q：施設への送迎等で車を使用する場合、車が行き交うことが出来ない一本道のため、これ以上交通量を増えてほしくない。建設が必要なのであれば、道路を増やす等、対策が必要。

A：入居者様が身体障害もお持ちの場合は車両での送迎が必要となる可能性は否定できませんが、基本的には駅も近いことですから徒歩での通所・就労を前提として入居者を募集いたします。もしも常態的に車両での送迎が必要不可欠となる場合は、時間帯や台数など十分に配慮させていただきます（通学時間帯をはずすなど）。ただ、一般の方々と同じく、持病や体調悪化により救急搬送が必要になる場合があります。例えば、てんかんの発作、喘息の発作、などが考えられます。そういった緊急の際にお騒がせしてしまう可能性がありますことは、特に障害者施設に特有のものではなく、一般の住宅と違いはありませんのでご容赦いただければ幸いです。